

令和4年7月6日

調査結果報告書【公表用】

国立大学法人島根大学長 殿

外部調査委員会 委員長 福田 真也

国立大学法人島根大学通報規則第12条第7項の規定に準じて、調査結果について下記のとおり報告します。

記

【事案の概要】

本件は、令和4年3月10日、島根大学医学部において、防腐処置が未処置のご献体が多数発見された事案である。

【本調査委員会の活動の経過】

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第1回 | 令和4年4月5日 | 協議 |
| 第2回 | 令和4年4月13日 | B氏, C氏, D氏, E氏, F氏, G氏から事情聴取
A氏からの事情聴取も予定していたが実現しなかった |
| 第3回 | 令和4年4月20日 | 協議 |
| 第4回 | 令和4年4月21日 | メール協議 |
| 第5回 | 令和4年5月11日 | H氏, A氏, I氏, C氏, J氏, K氏から事情聴取, AiCT 同定作業の検証 |
| 第6回 | 令和4年5月25日 | L氏, 鬼形和道, M氏から事情聴取 |
| 第7回 | 令和4年6月2日 | 協議, 返骨作業の検証 |
| 第8回 | 令和4年6月17日 | 協議 |
| 第9回 | 令和4年7月1日 | C氏, G氏から事情聴取, 協議 |
| 第10回 | 令和4年7月4日 | メール協議 |

【本調査委員会が認定した事実】

1 発見

令和4年3月10日、解剖学講座神経科学の教授であるC氏と解剖学講座の教員であるD氏が、実習室において、解剖学実習の準備作業をしていた。ご献体は台の上に白い布を被せて置かれていたが、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX D氏が台の上に白い布を被せて置かれていたご献体を見たところ、ご献体が服を着たままであることに気づいた。C氏とD氏がご献体を調べたところ、防腐処置が未処置であった。実習室ではこのご献体以外にも防腐処理が未処置のご献体を複数体発見した。C氏及びD氏が各部屋を見て回ったところ、保存室、冷蔵室からも防腐処置が未処置のご献体が複数体発見された。

2 ご献体の状況

調査で判明したのは、防腐処置が未処置のご献体が44体、防腐処置が不十分であったご献体が6体である。ご献体の防腐処置は、受け入れ後速やかにホルマリン溶液を注入し、翌日にホルマリン溶液を抜く、脳の摘出を行い、その後、迅速処理装置に約2週間入れるというものである。防腐処置が未処置の44体のご献体は、ホルマリン溶液の注入もされていない状態であった。防腐処置が不十分であった6体のご献体は、ホルマリン溶液の注入はされていたが、状態が悪かった。

最も古いご献体は平成29年12月にお亡くなりになられたご献体である。次は、平成30年3月にお亡くなりになられたご献体について、防腐処置が未処置であった。それから、平成30年10月、同年同月、同年11月にお亡くなりになられたご献体について防腐処置が未処置であった。その次は、令和2年9月にお亡くなりになられたご献体について防腐処置が未処置であった。そして、44体は令和3年1月下旬以降にお亡くなりになられたご献体であって、令和3年1月下旬以降、防腐処置が未処置のご献体が増加していった。特に、令和3年8月下旬以降令和4年3月10日までの間には、37体のうち34体について防腐処置が未処置ないし不十分であった（処置済みの3体はいずれも12月上旬にお亡くなりになられたご献体であった。）。

防腐処置が未処置のご献体は、かなりの割合で服を着たままであった。ストレッチャーの上に積み重ねられていたご献体や棺に入れられたままのご

献体もあった。1つの棺に2体入れられているご献体もあった。

3 冷蔵庫のロッカーの状況

保存のための冷蔵庫のロッカーは94個であるところ、そのうち24個は汚れがひどくご献体を入れることができない状態であった。

一方、3月10日時点でのご献体の数は110体であったから、ご献体の数は、使用可能な冷蔵庫のロッカーの数を上回っていた。

さらに、使用可能な冷蔵庫のロッカーのうち24個はご献体が収納されておらず、空きであった。

4 ご献体の身元

令和4年3月11日時点で身元が分からないご献体が36体あった。これは、ご献体の足に付けるタグが付けられていなかったことによる。医学部によれば、その後、令和4年3月28日までの間に、ご献体のAiCT撮影等により全てのご献体について身元が判明したとのことである。

5 ご献体の取り違え

ご献体のAiCT撮影による同定の過程において、ご献体の取り違えが判明した。

つまり、AiCTを撮影したご献体のうち1体は、既に火葬されたはずのご献体であることが判明した一方、まだ火葬されていないはずのご献体1体が存在しなかったのである。この2体のご献体については、いずれも火葬許可証は発行済みであったが、既に火葬されたはずのご献体をQとし、まだ火葬されていないはずのご献体をRとすると、Qの火葬許可証でRを火葬していた。

6 A氏の採用

A氏は、平成26年5月1日、本学医学部総務課解剖学講座(神経形態学)の技術職員として採用された。

献体業務を行う技術職員の前任者は平成26年3月31日付けで定年退職であったところ、医学部は平成26年2月13日からハローワーク及びホームページで後任者を公募した。当初の応募期間である平成26年2月13日から同年同月28日までの間に応募者はなかった。次の応募期間である平成26年3月1日から同年同月7日までの間に応募者はなかった。さらに次の応募期間である平成26年3月8日から同年同月14日までの間に応募者はなかった。そして、平成26年3月15日から同年同月31

日までの間にA氏ともう1名の応募者があった。この2名につき、平成26年4月3日に書類審査が行われ、平成26年4月15日に面接試験が実施され、A氏が採用された。

7 A氏の業務・引き継ぎ

A氏の業務内容は、献体業務全般であり、ご献体の引き取り・固定・保存と標本の作成、ご献体登録者の事務手続き及び遺族又は会員との連絡調整、返骨、有終会の理事会・総会、慰霊祭の企画、解剖学・組織学実習支援業務などである。

ご献体の防腐処置、管理、遺族との連絡調整、返骨の手続きをA氏一人で行っていた。

前任者は平成26年3月31日付けで定年退職しており、前任者からA氏への引き継ぎはなかったが、ご献体の処置は解剖学講座の教員で指導した。一方で、献体業務に関する事務手続きについて、総務課が関与していた業務は総務課の職員がA氏に教えることはできたが、前任者のみが把握していた業務も多く、A氏が前任者の残した書類のみを見て業務を行っていた部分も多い。

8 マニュアル

ご献体に関する業務についてのマニュアルは、「献体業務引取体制（令和3年5月修正案）」「献体業務マニュアル」「御遺体防腐処置プロトコル」「献体・有終会関係業務について（H29.10）」が存在する。

しかし、これらのマニュアルには、A氏が行う業務の手順等は記載されているものの、A氏が行う業務の進捗状況を管理監督する体制については何ら記載がない。

9 最も古い防腐処置が未処置のご献体の発生時期

A氏が採用された平成26年5月1日当時の解剖学講座神経科学の教授はN氏であるが、N氏は平成29年3月に死亡退職した。平成29年4月から平成30年3月までの間は神経科学の教授は欠員であり、解剖学講座の教授は発生生物学のH氏のみであった。平成30年4月に現在の教授であるC氏が着任した。

防腐処置が未処置である最も古いご献体は平成29年12月にお亡くなりになられたご献体であり、神経科学の教授が欠員の時期に生じている。この時期は、発生生物学の教授であるH氏がA氏を指導監督する立場にあ

ったが、H氏はこの時期のA氏の様子に特段問題を感じてはいない。

一方、ヒアリングにおいて、A氏は、解剖学講座神経科学の教授であるN氏が平成29年3月に死亡退職した後、他の教員らが忙しくしており、献体業務のことを相談できなかつたと述べている。平成29年4月から平成30年3月までの間は神経科学の教授は欠員であっただけでなく、解剖学講座の教員1名が欠員、教員2名が休職していた。

10 令和元年5月に発生した脳の未摘出

令和元年5月の解剖学実習の際、A氏が複数体のご献体の脳の摘出を行っていなかったという事態が発覚した。ご献体については防腐処置後速やかに脳の摘出を行うのであるが、それが行われていなかったものである。

ヒアリングにおいて、A氏は、忙しくなってしまうと後回しにしまい、結局、そのままにしてしまったと述べた。

この事態を受けて、C氏はA氏と話し合いをし、献体業務チェックシートを作成し、A氏に対し、令和元年6月1日からこの献体業務チェックシートを記入することによって業務管理をするよう指示した。

しかし、本件発覚後の確認により、献体業務チェックシートは最後の記入が令和元年11月26日であり、半年で使われなくなっていたことが分かった。

11 A氏の事務机

A氏の事務机について、採用当初、実習棟1階の事務室にのみあり、その事務室にはA氏一人しかいなかったため、仕事の状況が分からないので、当時の教授であるN氏は、基礎研究棟2階の神経科学の事務室にも机を置いて、そこでも仕事するようにさせた。神経科学の事務室にはもう一人職員がいる。

しかし、平成31年4月から令和2年3月までの間に、個人情報関係で、神経科学の事務室で仕事を行うことは止め、実習棟1階の事務室での仕事をするように変更された。

12 ご献体の引き取りについて外部の業者へ依頼

令和2年には、それまでご献体の引き取りについて、A氏が実際に引き取りに行く方式から、引き取りを外部の業者に依頼する方式にすることで、業務軽減が図られた。

13 CSTの開始

令和2年頃からは、CST（Cadaver Surgical Training）が行われるようになった。CSTに用いるご献体は処置方法が異なる。令和3年8月下旬以降令和4年3月10日までの間において37体のうち防腐処置が処置済みであったのは3体しかないが、そのうち2体はCSTに用いるご献体であり、令和4年1月もしくは2月のCSTで利用された。

14 C氏によるパート職員の打診

令和3年5月14日、C氏は、A氏の業務について、新型コロナウイルス感染症のこともあり、多大な負荷がかかっている、キャパシティーオーバーではないかと感じており、C氏は、総務課長のB氏と事務部長のO氏に対し、A氏をカバーするような形で、技術職員のパート職員を週3日～5日つけられないかと打診するメールを送信している。

この打診について総務課が具体的に何らかの対応をした形跡はなく、パート職員は採用されていない。

15 ご献体引き受け時の謝金の未処理

令和3年4月、A氏から総務課に提出する書類に不備があり、総務課がA氏に書類の再提出を依頼するも、A氏から再提出がないため、総務課が謝金支出依頼書を作成できず、総務課が会計課に謝金支出依頼書を提出しないため、会計課がご献体引き受け時の謝金の支払ができないという事案が発生した。

令和3年7月に謝金支払いについて調査をしたところ、A氏から総務課に提出する書類に不備があり、総務課から会計課に謝金支出依頼書の提出がないために、会計課が謝金の支払をできていない案件が、令和2年12月分から令和3年5月分まで18件あることが判明した。

このご献体引き受け時の謝金の未処理について、総務課からC氏へ連絡はなく、C氏は知らなかった。

16 ご献体ごとに引き受けから防腐処置・返骨までの状況が分かるよう入力するエクセルで作成された工程チェック表の導入

令和3年5月、C氏はA氏に対し、ご献体ごとに引き受けから返骨までの状況が分かるよう入力するエクセルで作成された工程チェック表のフォーマットを渡し、この表を記入して毎月提出するよう指示した。この工程チェック表に入力された情報から、エクセルのマクロ機能により、系統解剖遺体受領簿が完成する仕組みになっていた。この工程チェック表においては、実

際には防腐処置が行われていないご献体も含め、全てのご献体について防腐処置日、防腐処置時間が入力されていた。

防腐処置日、防腐処置時間は、A氏以外の者は誰も知り得ない情報であった。

この工程チェック表の防腐処置日、防腐処置時間の入力については、次のとおりである。令和3年5月以前に受け入れたご献体については、発生生物学の職員であるP氏が、A氏が作成した系統解剖遺体受領簿（防腐処置日、防腐処置時間が記載されている）を見て入力を行った。令和3年5月以降に受け入れたご献体については、A氏自身が直接、工程チェック表の防腐処置日、防腐処置時間の入力を行った。

なお、後記17で述べるように令和3年12月頃から神経科学のもう一人の職員であるG氏が、A氏の事務の一部を行っており、G氏は、この工程チェック表の入力を手伝ったが、G氏が入力する部分のご遺族から頂いた書類で分かる部分であるご遺族の住所、氏名等であり、工程チェック表の防腐処置日や防腐処置時間は、G氏が入力するときまでに、A氏が入力をしていった。

この工程チェック表を入力することにより完成する系統解剖遺体受領簿は、ご献体引き受け時の謝金の支払のため、総務課を通じて会計課へ提出する必要がある書類の一つであった。

これらから、A氏は、ご献体引き受け時の謝金の支払事務を滞らせないようにするため、系統解剖遺体受領簿を総務課に提出する必要があり、その系統解剖遺体受領簿を完成させるために、工程チェック表に防腐処置を行っていないご献体についても、防腐処置日、防腐処置時間を記入したと考えられる。

17 文部科学省からの事務連絡とこれに対する対応

令和3年11月30日、文部科学省から「医学及び歯学の教育のための献体に関する適切な対応の徹底について」と題する事務連絡がなされ、献体の管理業務に関する手順等の再確認など大学における献体の厳正な管理体制等の確立と徹底を求められた。この事務連絡は、メールにて医学部総務課に届き、総務課からA氏へ転送された。一方で、医学部総務課からC氏へは転送されていない。

C氏は、この事務連絡を学会から受け取り、A氏と相談し、これまでA氏

が行っていた事務の一部を神経科学のもう一人の職員であるG氏が行うこととし、事務負担の軽減を図った。なお、G氏は解剖学講座の業務を行っており、これまで献体業務は関わっていなかった。

それとともに、C氏は、実習棟1階の事務室が非常に乱雑で書類の整理ができておらず、また、A氏が総務課への書類の提出について遅れがちであったため、A氏につき、事務処理面で何らかの特性・障害があるのではないかと考え、C氏はA氏に対し、精神科の受診を勧めた。

一方で、実際のご献体を目視することによってご献体の管理状況を確認する作業は行われていない。なお、今回、防腐処置が未処置・不十分なお献体が発見された各部屋の鍵は、A氏だけでなく、解剖学講座でも持っていたので、神経科学の教員が各部屋に入室することは物理的には可能であった。

18 令和3年と例年の異なる点

令和3年1月下旬以降、防腐処置が未処置・不十分なお献体が増加していたが、A氏の業務について例年と異なる点は次の点であった。

解剖学実習の支援業務はA氏の業務であるところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年5月から7月にある解剖学実習が延期され、令和3年1月から3月に実施された。そして、令和3年度分の解剖学実習は令和3年5月から7月に例年通り実施された。

そして、令和3年8月から9月にかけて、解剖学実習2回分の火葬・返骨業務が行われた。

19 火葬の原議書

令和3年8月にA氏が作成した火葬の許可を求める原議書には、平成29年12月、平成30年3月、同年10月、同年10月、同年11月にお亡くなりになられたご献体が、火葬する対象のご献体として記載されていた。火葬の許可も出たが、実際には火葬されず、今般、発見された。

20 人事評価シート

A氏は総務課の所属であるが、講座等に配置されている職員の人事評価は、当該講座の長が評価者とされており、神経科学の教授であるC氏がA氏の評価者である。補助評価者は総務課課長補佐、調整者は事務部長である。

人事評価制度はA氏が採用された時点で存在するものの、A氏の人事評価シートは、評価期間が令和元年10月1日から令和2年9月30日のもの

のと令和2年10月1日から令和3年9月30日のものの2通しかなかった。この2通については、いずれも評価項目についても5段階評価（1が低い評価，5が高い評価）で4もしくは5がつけられている。

21 A氏と総務課の関係

A氏は総務課の所属ではあるが，A氏の事務机は総務課の事務室にはなく，総務課は弔電の費用の会計課への請求や，返骨の際の供花料等の支払い，有終会の理事会や総会，慰霊祭の企画を共同で行うといった関わりしかなかった。

22 A氏の学業面

A氏は，平成27年3月に島根大学大学院の修士課程を修了し，平成28年4月から博士課程に進んだ。

A氏は長期履修（8年間）制度を利用して博士課程に在籍し，博士論文のための研究を進めようとしたが，なかなか進まなかった。A氏の指導教員は発生生物学の教授のH氏であったが，令和3年4月，H氏の異動に伴い，指導教員はC氏へ変更となった。

23 A氏の認識

ヒアリングにおいて，A氏は次のようなことを述べた。

A氏は，業務の負担という点で，献体業務用の携帯電話を挙げた。教員に代わってもらうこともあったが，この携帯電話をずっと持っていて，深夜など時間に関係なく電話がかかり，基本的にはずっと一人でやっているような感覚であったと述べた。

A氏は，平成30年秋ころからは下痢が続くようになったが，仕事が忙しかったので病院には行かずに，市販薬を飲んで対処していたと述べた。

A氏は，忙しいという点について，博士課程の学生であり，研究もやりたいが，ご献体の引き受けの電話がかかると，その対応をしなければならず，研究を計画通りに進めることができないというような研究と仕事の両立の困難であったことを述べた。

A氏は，令和3年に防腐処置が未処置・不十分なご献体が増加していった原因について，新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年は1月から3月と5月から7月に2年度分の解剖学実習が実施されたこと，令和3年8月から9月にかけて解剖学実習2回分の火葬・返骨業務を行ったこと，これらと引き受けられたご献体の数の増加が重なり，対応しきれなくなっていった

と述べた。

24 AiCTによる同定作業の検証

AiCTによる同定作業が行われたご献体112体から5体を抽出し、ご献体を引き受け時のAiCT画像と令和4年3月時のAiCT画像を比較し、同定作業を行った島根大学医学部附属病院の病院長椎名浩昭から、同定した理由の説明を受け、AiCTによる同定作業の検証を行った。

その結果、AiCTによる同定作業に適正に行われたと判断した。

25 返骨作業の検証

令和元年6月5日付け原議書及び令和3年8月9日付け原議書により火葬が許可されたご献体について、ご遺族から提出された「火葬及びご遺骨返還について」と題する書面（火葬への立ち会い希望・返骨希望を記載する書面）及び謝金（供花料）の振込申込書、医学部作成の謝金支払依頼書等により、返骨が行われた否かを検証した。

その結果、令和元年6月5日付け原議書及び令和3年8月9日付け原議書により火葬が許可されたご献体について、返骨は行われたと判断した。

【本調査委員会が認定した発生原因】

1 平成29年12月にお亡くなりになられたご献体について防腐処置が未処置となった原因

防腐処置が未処置の最も古いご献体は平成29年12月にお亡くなりになられたご献体である。

ヒアリングにおいて、A氏は、解剖学講座神経科学の教授であるN氏が平成29年3月に死亡退職した後、他の教員らが忙しくしており、献体業務のことを相談できなかったと述べている。

平成29年4月から平成30年3月までの間は、神経科学の教授が欠員であり、さらに、解剖学講座の教員1名が欠員、教員2名が休職していた。

解剖学講座において欠員や休職があったことで、教員が忙しく、A氏は献体業務の相談をすることができなかったことが、この時期に防腐処置が未処置のご献体が発生した原因の一つであると考えられる。

2 防腐処置が未処置・不十分にご献体が生じている事態を医学部において長期間にわたり認識することができなかった原因

(1) 献体業務の進捗を管理監督する体制がなかったこと

防腐処置が未処置・不十分なご献体が生じている事態を医学部において長期間にわたり認識することができなかつた一番大きな要因は、A氏が行う献体業務の進捗状況を管理監督する体制がなかつたことである。

ご献体の防腐処置、管理、遺族との連絡調整、返骨の手続きをA氏一人で行っていた。そのため、業務の進捗状況はA氏しか分からない状況であるにもかかわらず、A氏が行う献体業務の進捗状況を管理監督する体制について、マニュアル等に何ら記載が無い。そのため、最も古いご献体で4年以上前の平成29年12月にお亡くなりになられたご献体について防腐処置が未処置でありながら、その事実を発見することができなかつた。

平成30年4月に着任した教授のC氏は、令和元年6月1日には献体業務チェックシートによる管理や令和3年5月にはご献体ごとに引き受けから防腐処置・返骨までの状況が分かるよう入力するエクセルで作成された工程チェック表による管理を指示した。しかし、献体業務チェックシートは約半年後にはA氏は記入を止めたが、C氏はそれに気づいていなかった。ご献体ごとに引き受けから防腐処置・返骨までの状況が分かるよう入力するエクセルで作成された工程チェック表は、実際には防腐処置が行われていないご献体も含め、全てのご献体について防腐処置日が入力されていた。このため、エクセルで作成された工程チェック表を見ても防腐処置が未処置のご献体には気づくことができないものであった。

そして、これまで実際のご献体を目視することでご献体の管理状況を確認する作業は行われていなかった。

よって、各ご献体の業務の進捗状況について、書面上での進捗状況の確認及び実際のご献体の管理状況の確認を複数名でチェックする体制が必要であったといえる。

(2) 責任と権限の所在が曖昧かつ一致しない組織構造であること

次に、責任と権限の所在が曖昧かつ一致しない組織構造であることが挙げられる。A氏は総務課の所属であるが、A氏の事務机は総務課の事務室ではなく、総務課は金銭面、有終会や慰霊祭の企画といった関わりしかなかった。しかし、A氏の業務をサポートするパート職員の採用を本部の人事労務課へ要望する権限は総務課にあった。

解剖学講座神経科学の教授であるC氏は、A氏の人事評価においては評価者であるが、A氏の業務をサポートするパート職員の採用を本部の人事

労務課へ要望する権限はなかった。

そのため、令和3年5月14日、C氏は、総務課長のB氏と事務部長のO氏に対し、A氏をカバーするような形で、技術職員のパート職員を週3日～5日つけられないかと打診するメールを送信している。

しかし、この打診について総務課が具体的に対応した形跡はない。総務課はA氏の業務をサポートするパート職員の採用を本部の人事労務課へ要望する権限はあるが、総務課とA氏の関わりは薄く、総務課は実際のA氏の献体業務の内容についてよく知らないのであるから、A氏やC氏から状況を確認する聞き取りの場を設けるなどして検討することが考えられるが、具体的に対応した形跡はない。A氏について、所属する総務課と人事評価の評価者であるC氏の連携が十分にできていない。

この時点でパート職員が採用されていれば、防腐処置が未処置・不十分なお献体がここまで増えなかったと考えられる。

また、令和3年4月、A氏から総務課に提出する書類の不備を原因とする謝金の未処理が発生し、令和3年7月の調査において、令和2年12月分から令和3年5月分まで18件の謝金の未処理があることが判明したが、この謝金の未処理について、総務課からC氏へ連絡はなく、C氏は知らなかった。

さらに、令和3年11月30日付けの文部科学省からの「医学及び歯学の教育のための献体に関する適切な対応の徹底について」と題する事務連絡について、メールを受信した医学部総務課は、A氏には転送をしているが、C氏には転送されていない。

これらも、A氏について、所属する総務課と人事評価の評価者であるC氏の連携が十分にできていないことを示している。

(3) A氏の事務機の移動による業務状況を知る機会の減少

A氏の事務機について、平成31年4月から令和2年3月までの間に、個人情報関係で、他の職員もいる神経科学の事務室で仕事を行うことは止め、実習棟1階の事務室で仕事をするように変更された。これにより、A氏とのコミュニケーションの機会やA氏の業務状況を知る機会も減少したと考えられる。防腐処置が未処置のお献体はA氏の事務機が神経科学の事務室にある期間にも発生はしているが、A氏の事務機が神経科学の事務室にあれば、令和3年1月下旬以降、防腐処置が未処置・不十分なお献体が増加

していった事態にもう少し早い時期に気づくことができた可能性はある。ただし、神経科学の事務室において個人情報保護の対策が取り得ることが前提にはなる。

3 令和3年1月下旬以降、防腐処置が未処置・不十分なお献体が増加していった原因

令和3年1月下旬以降、防腐処置が未処置・不十分なお献体が増加していった原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年は1月から3月と5月から7月に2年度分の解剖学実習が実施されたこと、令和3年8月から9月にかけて火葬・返骨作業が行われたが、これらとお献体の引き受けの増加が重なり、平成31年度及び令和2年度と比較すると約1.5倍の数のお献体を引き受けており、A氏の業務量が極端に多かったことが挙げられる。

これにより、A氏はお献体の防腐処置が大幅に滞り、防腐処置が未処置・不十分なお献体が増加していったと考えられる。

4 まとめ

平成29年12月に防腐処置が未処置のお献体が発生した原因の一つは、解剖学講座において欠員や休職があったことで、教員が忙しく、A氏が献体業務の相談をすることができなかったことにあると考えられる。

その後も防腐処置が未処置・不十分なお献体が生じるのであるが、令和3年1月下旬以降、防腐処置が未処置・不十分なお献体が増加していった原因は、新型コロナウイルス感染症の影響で2年度分の解剖学実習及び火葬・返骨作業が令和3年に行われ、令和3年はA氏の業務量が例年に比較して多かったところ、お献体の引き受けも例年に比較し約1.5倍に増加し、A氏の業務量が極端に多くなり、A氏によるお献体の防腐処置が大幅に滞ったことにあると考えられる。

このような事態を医学部において長期間にわたり認識することができなかつた一番大きな要因は、A氏が行う献体業務の進捗状況を管理監督する体制がなかつたことである。特に、実際のお献体を目視することでお献体の管理状況を確認する作業が無く、防腐処置が未処置・不十分なお献体を発見することができなかつた。

次に、A氏は総務課の所属であるが、総務課とA氏の関わりは薄く、A氏が実際に業務に携わっているのは解剖学講座神経科学でありA氏の人事評

働者は解剖学講座神経科学の教授であるC氏であったが、パート職員の採用の件、謝金の未処理の件、文部科学省からの事務連絡の件について、総務課とC氏との連携が十分にできておらず、防腐処置が未処置のご献体の増加を防ぐことや発見する機会を逃したと考えられる。

また、A氏の事務机が他の職員もいる神経科学の事務室からA氏のみの実習棟1階の事務室に移動したことも、A氏とのコミュニケーションの機会やA氏の業務状況を知る機会の減少に繋がり、防腐処置が未処置・不十分なご献体を発見することができなかった要因の一つである可能性がある。

【医学部作成の再発防止策に対する本調査委員会の意見】

1 再発防止策「2）献体業務を定期的を確認するための多重チェック体制の確立」について

(1) 「各段階で献体業務が適正に実施されていることを確認する」ということであるが、どの段階で、どのような方法によって確認を行うのか十分に検討されたい。

今回はご献体の防腐処置という初期段階で問題が発生している。防腐処置や脳の摘出といったこの初期段階の処置は、ご献体引き受け後に速やかに行われなければならない処置であり、未処置であることが1か月後に判明しても手遅れであり、速やかに確認する体制が必要である。

引き受けたご献体ごとに、防腐処置が行われたか否か、脳の摘出が行われた否かという点を、防腐処置が行われるべき日の直後に、脳の摘出が行われるべき日の直後に、解剖学講座の教員が、確認する必要があると考える。

その確認者は、解剖学講座の教員とすべきであると考え。ご献体の保存処置に関する業務を担当する職員を複数体制とする場合に、その職員同士で確認し合うという方法も考えうるが、責任の所在を明確にすべきであるから、解剖学講座の教員が確認をすべきであると考え。

そして、その確認方法は、書面上の確認ではなく、ご献体を目視することにより確認を行う必要があると考える。

(2) 上記(1)のチェック体制を機能させるため、ご献体を受け入れたという情報を速やかに共有できる体制を検討されたい。

上記(1)で述べたとおり、防腐処置や脳の摘出といったこの初期段階の処置は取り返しがつかないため重要であり、上記(1)のチェック体制が機

能するためには、ご献体を受け入れたという情報を関係機関（特に、解剖学講座の教員）が速やかに知ることができなければならない。

今回のように、ご献体の受け入れ情報を、防腐処置を行う職員1人が管理する体制では、その職員がご献体を受け入れたという情報を誰にも知らせなかった場合に、チェックすることができなくなってしまうから、防腐処置を行う職員とは別の職員が、ご献体を受け入れたという情報を共有する体制が必要である。

ご献体を受け入れたという情報を确实かつ速やかに共有できる体制が必要である。例えば、受け入れ時のAiCT撮影を行ったという情報を、その撮影者が即時入力し、情報共有できるようにするといった方法が考えられる。
(3) 解剖学講座と総務課において、業務を分担するとしても、解剖学講座と総務課が相互に連携する体制を構築されたい。

今回は、パート職員の採用の件、謝金の未処理の件、文部科学省からの事務連絡の件について、総務課と解剖学講座のC氏の連携が十分にできていなかった。この連携が十分にされていれば、防腐処置が未処置のご献体の増加を防ぐことや、防腐処置が未処置のご献体に早く気づくことができた可能性はある。

そのため、解剖学講座と総務課において、業務を分担するとしても、例えば、総務課がご遺族から、返骨はまだなのかという問い合わせを受けたのであれば、そのご献体の受け入れからの年数を調べ、解剖学講座に照会をし、ご献体の状況を確認するというような連携を取るなど必要であると考えられる。

(4) 医学部長へ顛末報告するインシデントの内容・程度を明確にし、職員に周知するよう検討されたい。

今回は、脳の未摘出の件や謝金の未処理の件について、医学部長へ顛末報告書は提出されていない。謝金の未処理の件は謝金の支出についての決裁書類の添付書類という形式が取られており、本来の顛末報告とは言えない。

これらの件につき、医学部長へ顛末報告され、必要な対応がされていれば、防腐処置が未処置のご献体の増加を防ぐことや、防腐処置が未処置のご献体に早く気づくことができた可能性はある。

そのため、医学部長へ顛末報告するインシデントの内容・程度を明確に

し、職員に周知するよう検討されたい。

- (5) 医学部長へ報告する連絡文書について明確にし、職員に周知するよう検討されたい。

令和3年11月30日、文部科学省から「医学及び歯学の教育のための献体に関する適切な対応の徹底について」と題する事務連絡がなされ、献体の管理業務に関する手順等の再確認など大学における献体の厳正な管理体制等の確立と徹底を求められたが、この事務連絡は、メールにて医学部総務課に届き、総務課からA氏へ転送されたのみで、C氏や医学部長へは報告されなかった。

この事務連絡は、他大学の医学部での問題を受けて、全国の医学部に点検を求めるものであり、このような内容の事務連絡は医学部長まで報告をすることが望ましいと考える。医学部長も含めて対応を検討していれば、防腐処置が未処置のご献体の増加を防ぐことや、防腐処置が未処置のご献体に早く気づくことができた可能性がないとはいえない。

そのため、医学部長へ報告する連絡文書について明確にし、職員に周知するよう検討されたい。

2 再発防止策「3) 献体業務を担当する職員の補充」について

- (1) ご献体の保存処置業務を担当する職員について、定期的にご献体の保存処置に関しての研修への参加を検討されたい。

今回の担当者は、献体の保存処置に関しての研修に参加したといったことはなかった。

しかし、情報や技術のアップデートを行うことで、業務をよりスムーズに行うことができると考えられるので、解剖学学会等の研修への職員の参加を積極的に行うべきである。

- (2) 新規職員への引き継ぎができる体制を検討されたい。

今回は前任者からの引き継ぎがない状況で業務に携わる状況があったところ、そのような状況は問題が発生しやすい状況であるといえるから、ご献体の保存処置に関する業務、ご遺族とのやりとりや火葬・返骨、慰霊祭などの事務業務のどちらについても、引き継ぎができる体制が必要であると考える。

3 「4) 献体の情報管理の徹底」について

- (1) ご献体の情報管理にあたっては、AIを利用したシステム（データベース

ス・バーコードの利用など) 管理の導入を検討されたい。

今回はご献体の情報管理が十分ではなく、また、その方法もエクセル表による管理といった程度であった。受け入れたご献体の数が冷蔵庫の収容可能数を上回っていたという状況すらあった。また、ご献体の取り違えも発生していた。

これらを踏まえると、予算との兼ね合いではあるが、システム(データベース)管理の導入を検討されたい。

(2) ご献体の受け入れ数が、保存するための冷蔵庫の収容可能数に達した場合の対応について、有終会と十分に協議検討されたい。

今回は、保存のための冷蔵庫の収納可能数を超えて、ご献体を受け入れていたという状況があったが、保存するための冷蔵庫の収容可能数に達した場合の対応について、有終会との間で決まっていなかった。冷蔵庫の収容可能数に達した場合には、具体的には、受け入れをお断りせざるを得ないということになると考えられるが、有終会との間で十分に協議検討されたい。

4 「5) 担当職員への精神面と業務上の支援と管理・指導体制の明確化」について

(1) 「献体担当職員の所属は総務課であるが、業務の場は解剖学であり、業務上の上司は解剖学の教官であった。管理と指導の責任の所在を明確にする必要がある。」と記載されているが、具体的な改善策を示されたい。

ご献体の保存処置を担当する職員は、解剖学講座において業務を行うのであるから、解剖学講座に所属する体制とするのが望ましいと考える。

(2) ご献体の保存処置を担当する職員の業務量の把握や業務量の調整を行い、支援をする体制の整備を検討されたい。

防腐処置が未処置の最も古いご献体が発生した原因の一つは、解剖学講座において欠員や休職があったことで、教員が忙しく、担当者が教員に献体業務の相談をすることができなかったことにあると考えられる。

そして、令和3年に防腐処置が未処置・不十分なお献体が増加していった原因は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年は1月から3月と5月から7月に2年度分の解剖学実習が実施されたこと、令和3年8月から9月にかけて火葬・返骨業務を行ったが、これらとご献体の引き受け数の増加が重なり、対応しきれなくなったことにあると考えられる。

このような状況において、担当者の業務量を把握していた者はいなかった

た。そのため、業務量の調整や配慮をすることもできていなかった。

今後は、ご献体の保存処置を担当する職員を、管理・指導する体制のみならず、支援する体制を整備し、業務量の把握をし、業務量が過重であれば業務量を調整し負担を軽減する措置をとれるようにすべきであると考えます。

(3) 献体業務用の携帯電話の当番について、どのような体制で行うのか十分に検討されたい。

今回の担当者は、業務の負担という点で、献体業務用の携帯電話を挙げた。教員に代わってもらうこともあったが、この携帯電話をずっと持っていて、深夜など時間に関係なく電話がかかり、基本的にはずっと一人でやっているような感覚であったと述べた。

この点について、ご献体の保存処置を担当する職員が複数体制になることで1名当たりの負担が減るとしても、ご献体の保存処置を担当する職員が担当すべきであるのか、その必要があるのかについて、十分に検討されたい。例えば、職員に負担の少ない体制への変更が必要であると考えます。

職員に負担の少ない体制という点は、具体的には、1年間の当番担当表を作成するなどし、業務の負担が特定の職員に偏らない体制にすべきであると考えます。

(4) また、ご献体の保存処置を担当する職員のモチベーション・業務への意欲の維持という観点からの支援も検討されたい。

例えば、ご献体の処置に関する資格の取得や業務の実績に応じて、何らかの手当を支給することなどが考えられる。

5 再発防止策を検討するメンバーについて

再発防止策においては、総務課が担う業務が多くあるのにもかかわらず、再発防止策を検討するメンバーの中に、事務方の職員（事務部長、総務課長など）が含まれていない。

総務課は実際に多くの業務を担うのであるから、再発防止策は総務課が実施可能なものでなければならないし、当事者意識を持つためにも、再発防止策の作成に総務課は主体的に関わるべきである。

6 返骨作業について

(1) 令和元年6月5日付け原議書及び令和3年8月9日付け原議書により火葬が許可されたご献体について、返骨は行われたと判断したが、返骨作業において、改善すべき点があると考えるので、指摘する。

(2) 「火葬及びご遺骨返還について」と題する書面は、ご遺族が、火葬への立ち会い希望の有無・返骨の希望の有無や方法について、大学へ回答をする書面であるが、記入をしたご遺族の住所・氏名等を記載する欄がない。

そのため、「火葬及びご遺骨返還について」と題する書面を記入したご遺族が誰であるか分からない。特に、火葬への立ち会い希望と返骨の希望がどちらも「無」の場合、「無」という欄を○で囲むだけであり、ご遺族が記入したか否かが全く分からない。

そこで、「火葬及びご遺骨返還について」と題する書面に、記入をしたご遺族の住所氏名を記載する欄を設けるべきである。

(3) ご遺族へご遺骨を返還した場合に、これまでご遺族からご遺骨の受領証を頂くということをしていなかった。

そのため、今回の検証作業において、関連する資料からご遺骨の返還の有無を判断しなくてはならなかった。

そこで、今後は、ご遺骨の返還を行ったことが事後的に確認できるようにするため、ご遺骨返還の際に、ご遺族からご遺骨の受領証を頂くべきである。

(4) 今回の検証作業において、「火葬及びご遺骨返還について」と題する書面において火葬への立ち会い希望と返骨の希望がどちらも「無」の場合、いずれもご遺族への供花料の支払がなく、供花料についてご遺族が辞退されたという処理がなされていた。

しかし、ご遺族が供花料を辞退されたという客観的な資料がなかった。

そこで、「火葬及びご遺骨返還について」と題する書面に、供花料についても、ご遺族の希望を記入する欄を設けるべきである。

以上